

○立命館大学研究倫理委員会規程

2007年3月15日

規程第718号

(設置)

第1条 立命館大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の適正な運用を促進するとともに、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、立命館大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指針に定める立命館大学の責務に関する事項
- (2) 指針の実施・調整に関する事項
- (3) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (4) 研究費等の不正使用防止計画に関する事項
- (5) その他、研究倫理に関する事項

2 委員会は、研究計画等の倫理審査を日常的に行うために設置している委員会等（以下「研究倫理審査委員会等」という。）の審査状況を把握するとともに、指導および助言を行う。

3 委員会は、必要があると認めるときは、研究者に対して、適切な指導および助言を行う。

4 委員会は、指針に定める研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究を担当する副学長のうち学長が指名する者
- (3) 常務理事および学部長理事のうちから委嘱する者 若干名
- (4) 研究倫理に関する優れた見識を有する本学教員 若干名
- (5) 弁護士や会計士など学外の専門家 若干名
- (6) 研究倫理室長
- (7) 研究倫理室副室長

2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要に応じて研究倫理審査委員会等の委員長に出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員長および副委員長を置く。委員長は学長とし、副委員長は前条の委員のうちか

ら学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

(成立・議決要件)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

2 委員長は、必要に応じて当該研究者の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(調査委員会の設置)

第7条 委員長は、指針にもとづく調査のために、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

2 調査委員会の委員には、委員会委員以外の者を委嘱することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2007年3月15日から施行する。

附 則 (2008年2月20日総合理工学院設置に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2010年11月10日学校法人立命館通報処理規程の制定に伴う一部改正)

この規程は、2010年11月10日から施行する。

附 則 (2012年3月14日 総合理工学院の解消に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2015年3月25日 委員会の任務の追加等に伴う一部改正)

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、立命館大学研究費適正執行管理委員会規程(2007年3月15日規程第717号)は廃止する。

附 則 (2020年3月18日 委員会の構成の変更に伴う一部改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。